

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年11月6日 10時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島西南方沖 丹後鷺埼灯台から真方位099° 4.3海里付近 （概位 北緯35°39.1′ 東経135°23.6′）
インシデントの概要	プレジャーボートASHIMAは、北東進中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ASHIMA、5トン未満（長さ8.89m） 251-14340京都、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力110.3kW、回転 数毎分3,250、6気筒、ボア92mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、平成3年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族等5人を乗せ、釣りの目的で舞鶴市舞鶴港を出航し、北東進中、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の始動を何度か試みたがセルモータは回るものの始動せず、船舶所有者に電話連絡して燃料系統を点検するよう助言を受け、燃料こし器及び燃料油配管を点検したが異常は認められなかったため運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により、舞鶴港にえい航された。</p> <p>船舶所有者は、機関整備業者に主機の燃料噴射ポンプの点検を依頼したが異常は認められなかったため、燃料噴射弁又は吸排気弁が正常に作動しなくなり、主機の始動ができなくなった可能性があると思った。</p> <p>船舶所有者は、主機の冷却水ポンプのインペラやVベルト等の消耗品の交換、各こし器の清掃及び潤滑油の交換を定期的に行っていたが、大きな主機故障は発生したことがなかったため、燃料噴射ポンプ、燃料噴射弁、吸排気弁等、主機の開放が必要な部分の整備を10年以上行っていなかった。</p>
分析	本船は、燃料噴射ポンプ、燃料噴射弁、吸排気弁等、主機の開放が

	<p>必要な部分の整備が10年以上行われていない中、北東進中、燃料噴射弁又は吸排気弁が正常に作動しなくなったことから、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、燃料噴射ポンプ、燃料噴射弁、吸排気弁等、主機の開放が必要な部分の整備が10年以上行われていない中、北東進中、燃料噴射弁又は吸排気弁が正常に作動しなくなったため、主機が停止して始動できなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、定期的に主機を開放して燃料噴射ポンプ、燃料噴射弁、吸排気弁等の整備を行うこと。